

平成 21 年 6 月 27 日

## 死亡保険金から、支払義務を負う遺族補償金の最低限度である死亡保険金の 50%相当額は、死亡保険金を受け取った事業年度において損金の額に算入されるとした事例

税理士 岡本 修司

裁決事例集 75 巻 327 頁

裁決年月日 平成 20 年 5 月 30 日

請求結果 平成 16 年 10 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日の事業年度の法人税の更正処分及び、過少申告加算税の賦課決定処分/一部取消し

### 事案の概要

本件は、審査請求人(以下、「請求人」という。)が、傷害保険契約に基づき、従業員の死亡により受け取った保険金を仮受金に計上していたところ、原処分庁が当該受取保険金は益金の額に算入すべであるとして、法人税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が当該保険契約時において、受取保険金の 50%以上の金額を遺族補償金として遺族に支払う旨の被保険者との合意があるから、当該合意に基づく遺族補償金は、損金の額に算入すべきであり、また、仮払金に計上した弁護士費用も損金に算入されるべきであるとして、同処分の一部の取消しを求めた事案である。

#### (1) 事実 (審判所による認定事実も含む)

- イ 請求人は、平成 19 年 月 日に K 社から L 社に商号変更をするとともに、本店所在地も移転した。
- ロ 請求人は、平成 17 年 4 月 22 日に、保険契約者を請求人、被保険者を役員及び従業員全員(パート、アルバイト及び臨時雇等を含む。)とし、死亡保険金受取人を請求人とするグループ傷害保険契約(以下「本件傷害保険契約」という。)を、締結した。
- ハ 本件傷害保険契約の被保険者である従業員の M は、平成 17 年 7 月 21 日に請求人所有の車両を運転して、産業廃棄物等を運搬中に発生した交通事故(以下「本件交通事故」という。)により同日死亡した。

- ニ 請求人は、本件交通事故の発生により、平成 17 年 9 月 5 日に本件傷害保険契約に基づき J 保険会社に保険金の支払を請求し、J 保険会社から同月 16 日に本件保険金が S 銀行から請求人名義の普通預金口座に振り込まれた。
- ホ M の法定相続人である長男の N、次男の T、三男の U 並びに三人の親権者の V(以下、これら 4 名を併せて「Nら」という。)は、本件交通事故による損害賠償請求に係る調停(以下「本件調停」という。)を、平成 17 年 12 月 日付で簡易裁判所へ申し立てた。
- ヘ Nら は、平成 18 年 4 月 日に、請求人を被告として、本件交通事故は請求人が自動車の修繕点検を怠っていたために発生したとして、「労働安全衛生法違反に基づく損害賠償請求事件(逸失利益及び慰謝料等の損害賠償金 60,000,000 円)」を 地方裁判所 支部へ提訴した(以下、当該訴訟を「本件訴訟」という。)

## (2) 争点と主張

争点は 2 点である。

**争点 1** 遺族補償金及び弁護士費用が損金の額に算入できるか否か。

**争点 2** 受取保険金を益金の額に算入しなかったことにつき、国税通則法第 65 条第 4 項に規定する、正当な理由が認められるか否か。

争点 1 について、請求人と原処分庁の主張

| 請求人   | 原処分庁   |
|---|--|
| <p>(1)本件遺族補償金について</p> <p>本件保険金は、本件事業年度の益金に算入すべきであるが、本件傷害保険契約を締結するに当たり、保険会社に提出した「災害補償プログラムならびに保険金受取人を指定する保険契約締結に関する確認書兼同意書(以下「本件同意書」という。)」には、保険契約者は死亡保険金額の 50%以上を被保険者の遺族補償に充てるものとする旨が記載されており、本件保険金の 50%に相当する 500 万円(以下「本件遺族補償金」という。)は、遺族補償の金額として</p> | <p>(1)本件遺族補償金について</p> <p>本件遺族補償金は、本件同意書において、死亡保険金額の 50%以上を被保険者の遺族補償に充てると規定されているのみで、具体的な金額は記載されておらず、また、請求人はNらに対し遺族補償の具体的な金額を提示していない。</p> <p>そうすると、本件遺族補償金は、遺族補償としての金額が確定したものとはいえず、また、未払金計上もされていないことから、本件事業年度の損金の額には</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>債務が確定しているものであるから、本件事業年度の損金の額に算入すべきである。</p> <p>(2)本件弁護士費用について</p> <p>請求人は、平成 17 年 9 月 16 日にW弁護士に現金 50 万円を支払っており(以下、請求人が支払った当該弁護士費用を「本件弁護士費用」という。)、本件弁護士費用は、労災交渉事件の着手金であり、後日精算されて返還されるものではないことから、債務が確定しており、本件事業年度の損金の額に算入すべきである。</p> | <p>算入できない。</p> <p>(2)本件弁護士費用について</p> <p>本件調停及び本件訴訟は、いずれも本件事業年度以降にされたもので、現在も争訟中のものであり、本件事業年度に、具体的な給付をすべき原因となる事実は発生しておらず、また、債務として確定していないことから、本件弁護士費用は、本件事業年度の損金の額には算入できない。</p> |
|---|--|

争点 2 について請求人と原処分庁の主張

| 請求人  | 原処分庁  |
|--|---|
| <p>本件保険金を、本件事業年度の益金の額に算入しなかったのは、Nらとの間で損害賠償請求の調停中であつたからで、そのため本件保険金を仮受金とし、本件弁護士費用を仮払金として経理処理をしたものであり、意図的に過少申告したものではないことから、請求人には通則法第 65 条第 4 項に規定される「正当な理由」がある。</p> | <p>本件賦課決定処分の納付すべき税額の計算の基礎となった事実が、更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法第 65 条第 4 項に規定する正当な理由があるとは認められないことから、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて行った本件賦課決定処分は適法である。</p> |

## 裁決の要旨

### (1) 争点 1-1 本件遺族補償金が損金の額に算入できるかについて

#### A 債務が成立しているか否か

(A)本件グループ傷害保険契約の目的は、団体定期保険と同様に、不慮の事故により死傷し、後遺障害を負うこととなった従業員及びその遺族の福利厚生にあり、弔慰金、災害補償金、死亡退職金等の支払の原資に充てられるために契約されたものであることが認められる。そのため、J保険会社は、保険契約締結に際し、保険契約者から災害補償規定等を徴し、また、保険契約者に災害補償規定等がない場合には、被保険者の同意を得た本件同意書を災害補償規定等に代えて徴しており、本件においても、要旨次のとおり記載された本件同意書に被保険者代表として従業員の代表が署名押印して、これをJ保険会社に提出していることが認められる。

a 被保険者は、保険契約者(K社 代表取締役 X)をすべての保険金の受取人とする保険契約をJ保険会社と締結することについて同意する。

b 保険契約者は死亡保険金の50%以上を被保険者の遺族補償に充てるものとする。なお、死亡保険金額が遺族補償額を超える場合には、当該超過する部分の金額は保険契約者の費用等に充てられるものとする。

c 保険金請求に際して、保険会社から個別の被保険者およびその親族等への直接事実確認等を行うことについて異議はない。

d J保険会社との保険契約が継続された場合や保険期間中に保険契約内容に変更が生じた場合には、新たに「確認書兼同意書」取り交わし提出する。

e 「確認書兼同意書」は災害補償プログラム規定を兼ねており、また、当該保険契約等の内容については、被保険者となる者全員に周知されており、同意しなかった者は別途申し出るものとする。

そうすると、この本件同意書は、従業員に対する災害補償規定を兼ねており、雇業者である請求人は従業員に対して保険死亡事故が生じた場合に、死亡保険金額の50%以上の金額を遺族補償として支払う旨を保証したものと認められる。

したがって、被保険者が死亡した場合には、その遺族は、死亡保険金額の 50%以上の金額を雇用者である請求人に対して要求する支払請求権を取得するものと認められ、仮に保険契約者が同意書にある内容に違反している場合には当該保険契約は無効となるものと考えられるところ、本件においては「傷害保険金請求書兼同意書」に N の住所氏名等を親権者である V が署名押印を行い死亡保険金が支払われていることからすれば、従業員の遺族から遺族補償金の支払請求があれば、保険契約者は支払うかどうかの選択の余地はないものと認められ、遺族補償金を支払う債務は確定しているとするのが相当である。

B 当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生しているか否か。

本件傷害保険契約の被保険者である従業員の M は、平成 17 年 7 月 21 日に本件交通事故により同日死亡しており、災害補償プログラムを兼ねた本件同意書において、被保険者が保険事故で死亡したときは死亡保険金の 50%以上を遺族補償に充てるものとしているのであるから、この保険死亡事故の発生により、本件傷害保険契約に基づき遺族に対して具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していると認められる。

C 金額を合理的に算定することができるか否か。

原処分庁は、本件遺族補償金について、本件同意書の記述は具体的な金額でなく、また、具体的な金額を N らに提示していないことから金額が確定しておらず、また、未払金計上もされていないことから、本事業年度において損金の額に算入できないと主張する。

しかしながら、被保険者が保険事故で死亡したときは死亡保険金の 50%以上を遺族補償に充てるとする本件同意書があり、本件交通事故に伴う死亡保険金の請求に際し、傷害保険金請求書兼同意書の「受給者(法定相続人)」欄に、死亡した被保険者 M の法定相続人である N の住所氏名等を親権者である V が署名押印していることから、被保険者 M の遺族としては、死亡保険金が請求人に支払われた場合に本件同意書に基づき、当該死亡保険金の 50%以上の遺族補償金を請求する権利を有することになったものと推認される。

ところで、原処分庁は、遺族補償金を未払金に計上していない旨を主張しているが、確かに、本件事業年度末において、請求人は本件保険金額から支払うべき遺族補償金を提示するに至っていない状況にあり、支払うための積極的な行為も行っていない。しかしながら、請求人は、N らの関係者から多額の金銭を要求するような発言があり、紛争になることが想定されたため、W 弁護士に労災交渉を依頼しており、請求人は、当該労災交渉を開始したことに伴い、死亡保険金から支払うべき遺族補償金の総額が

確定しないことから、その原資である死亡保険金自体を仮受金として経理し、遺族補償金も費用として計上していなかったものであり、そのような状況にあったとしても、遺族の有する支払請求権が否定されるものではない。

そうすると、当該死亡保険金は益金の額に算入すべきであるとともに、少なくともその死亡保険金からの支払義務を負う遺族補償金の最低限である死亡保険金の 50% 相当額は費用として見積計上できると解するのが相当である。

したがって、これらの点に関する原処分庁の主張は理由がない。

D 上記 A ないし C から、本件遺族補償金は、本件従業員が就業中の事故により死亡し本件傷害保険契約に係る保険金が支払われることが確定した段階で基本通達 2-2-12 に定める当該費用に係る債務が成立し、また、当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していることが認められ、さらに、当該保険金の 50% 相当額は合理的に算定することができるのであるから、本件補償金は損金の額に算入されるべきである。

## (2) 争点 1-2 本件弁護士費用について

原処分庁は、本件調停及び本件訴訟は、いずれも本件事業年度以降にされたもの又は現在においても訴訟が継続しているものであり、本件事業年度に具体的な給付をすべき原因となる事実は発生しておらず、また、債務として確定していないことから、本件弁護士費用は、本件事業年度において損金の額に算入できないと主張する。

しかしながら、本件のような損害賠償請求事件に係る弁護士費用は、法人側からみれば、一種の企業防衛費としての性格を有する費用であり、債務の確定した日を含む事業年度の損金の額に算入されるべきところ、W 弁護士は平成 17 年 9 月 16 日に本件交通事故について請求人の代理人となったことを遺族の代理人に通知し事件に着手していることが認められること、及び弁護士費用における着手金は弁護士に事件を依頼した段階で支払うものであり事件の結果によって返還されるものではないことからすると、本件弁護士費用は、基本通達 2-2-12 に定める当該費用に係る債務が成立し、当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生し、さらに、具体的な金額も確定しているのであるから債務として確定していると認められ、この点に関する原処分庁の主張には理由はない。

したがって、本件弁護士費用 500,000 円については、本件事業年度において損金の額に算入されることとなる

### (3)争点 2 受取保険金を益金の額に算入しなかったことにつき、国税通則法第 65 条第 4 項に規定する正当な理由が認められるか否かについて

請求人は、本件保険金を意図的に過少申告したのではなく、通則法第 65 条第 4 項に規定される「正当な理由」がある旨主張する。

しかしながら、通則法第 65 条第 1 項は、上記 1 の(3)の八のとおり規定しているところ、そもそも過少申告加算税は、納税者自らが課税標準を決定し、これに税率を適用して税額を算出して申告することによって第一次的に納付すべき税額を確定させるといういわゆる申告納税制度の下では、当初から適正な申告をした者とこれを怠った者との間に生じる不公平を是正するとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、申告秩序の維持を図るために賦課されるものであり、過少申告加算税は、過少申告する意図があったか否かにかかわらず、通則法第 65 条第 4 項に規定する正当理由がある場合を除き、単に過少申告であるという客観的事実のみによって課される性質のものと解される。

また、通則法第 65 条第 4 項に規定する「正当な理由があると認められるものがある場合」とは、納税者の故意過失に基づかないで当該申告が過少となった場合のように、当該過少にされた申告が真にやむを得ない理由によるものであり、納税者に過少申告加算税を課することが不当若しくは酷になる場合を意味するものと解され、その過少申告が納税者の税法の不知又は誤解によるなどの納税者の単なる主観的な事情に基づくような場合までを含むものではないと解される。

そうすると、請求人は、Nらの関係者から多額の金銭を要求するような発言があり紛争になることが想定されたため、労災交渉をW弁護士に依頼し、当該労災交渉を開始したことから、本件補償金の支払をせず、本件保険金を仮受金とし、本件弁護士費用を仮払金として経理処理したものであると認められるが、本件保険金は本件事業年度の益金の額に算入すべきことに争いがなく、また、本件弁護士費用は請求人も本件事業年度の損金の額に算入すべきと主張しているところからしても、本件保険金を本件事業年度の益金の額に算入しなかったこと及び本件弁護士費用を本件事業年度の損金の額に算入しなかったことにつき、納税者の責めに帰すことのできないやむを得ない事情があったとは認められない。

したがって、この点に関する請求人の主張は理由がない。

## 研究 裁決に賛成

### はじめに

本件は、争点も明らかであり、租税法の解釈適用における事実認定と法的価値判断の問題である。しかも、争点となった 遺族補償金、及び弁護士費用が損金に算入できるかの決め手となる、「債務の確定」があったかという点か。(法人税法第 22 条第 3 項第 2 号)

受取保険金を損金の額に算入しなかった事につき、「正当な理由」が認められるか(国税通則法第 65 条第 4 項)。

、ともに、不確定概念の法律であり、この法令解釈には、事実認定がいかにより誤りなくされた上で、それに正しい法的判断が加えられるかという問題を含む。

以下、本件に関して、問題の核心である法人税法第 22 条第 3 項第 2 号の「債務の確定」とは、どう考えるべきか。本件の実事認定を正しい法的判断をする為には、どう考えるべきか。

次に国税通則法第 65 条第 4 項の「正当な理由」とは、どういうものかについて考え、それを巡る判例を整理し、本件の裁決を評価してみたい。

そして最後に、事実認定をより正しい法的判断をする為の要件事実論的アプローチでとらまえるるとどうなるのかについても、試論してみたい。

### 一、「債務の確定」について

法人税法は、法第 22 条第 3 項第 2 号において、売上原価等のほか、当該事業年度の販売費、一般管理費、その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く)を、損益の額に算入することを明らかにしている。

税法上の問題とは、費用でどのように表示すべきかについては、別にふれられておらず、この条文としては、およそ費用であれば、債務が確定しているものであることを条件として、損金の額に算入することを明らかにしたのであるものと思われる。

ところで、「費用」というのは、収益を挙げるための価値の犠牲である。これに対して、損失は収益と直接関連を有しない価値の犠牲である。



(一) 問題となるのは、費用について「(償却以外の費用で、当該事業年度終了の日までに、債務の確定しないものを除く)」と限定していることである。

つまり、償却費(減価償却資産の償却費と繰延資産の償却費が含まれる。)は別として、これ以外の費用については、「債務の確定」しているものに限って、費用として損益の額に算入することということである。そこで、何故にこのような、債務の確定をもって制限したかということが、問題とされなければならない。

これは、結局は主として、引当金を認めない趣旨であると考えられる。もちろん、現行税法においては、3項目の引当金を認めている。貸倒引当金、返品調整引当金、退職給与引当金が認められている。しかしこれは、「別段の定め」によって認められているのであって、「債務の確定」という点からは、費用として認められないのである。つまり、企業会計において費用とされるものをすべて費用とするわけではなくて、特定の引当金のみを認めるという趣旨である。

(二) 問題は、「債務の確定」の内容についてである。まず、規定においては「償却費以外の費用で」としているが、この償却は、減価償却費、繰延資産の償却費も含まれる。債務の確定があったかどうかを、いかなる基準によって具体的に定めるかは、一つの問題である。

この点について、基本通達 2-2-12 は、次のように定めている。

債務確定基準の具体的な適用に当たり、どの程度の事実があれば、債務の確定があったと言い得るかについては、その要件として、当該事業年度の終了する日までに、

当該費用に係る債務が成立していること。

当該債務に基づいて、具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。

その金額を合理的に算定することができないこと。

この3要件をすべて満たしたものに限り、債務が確定をしたものとし、税法上の損金として経理することができるとしている。

しかしながら、、、の要件が、充足したとしても、それが充足するかどうかの判定は、事実認定をどう判断するかにかかるといえる。

## 二、「正当な理由」とは

受取保険金を、益金の額に算入しなかったことにつき、国税通則法第 65 条第 4 項に規定する正当な理由が認められるか否かについて。

(一)過少申告加算税は、修正申告書の提出、又は更正に基づき納付すべき税額に対して課されるのであるが、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告書の提出、又は更正前の税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告書、又は更正前の税額の計算の基礎とされなかったことについて、正当な理由がある場合には、その部分について課さないこととされている。(国税通則法第 65 条第 4 項)。

すなわち、基礎税額について修正申告書の提出、又は更正により納付すべき税額のうち、納税者に正当な理由がある部分については、過少申告加算税を課さないこととしているのである。

### (二) 正当な理由の意義

この項に規定する「正当な理由」とは、具体的にどのような場合を指すかは法令上明らかではなく、専ら法解釈の問題であるが、申告した税額に不足が生じたことが、通常の状態において、納税者が知り得ることができなかった場合や、納税者の責に任じられない外的事情(例えば災害等)による場合等が考えられ、法の不知は、正当な理由とはならないが、これについてはかつて、所得税基本通達 696 において、次に掲げる場合が正当な理由がある場合に該当するものとして取り扱われていた。

- (1)税法の解釈に関して、申告当時に公表されていた見解が、その後改変されたことに伴い、修正申告をし、又は更正を受けるに至った場合。
- (2)災害又は盗難等に関し、申告当時に損失とすることを相当としてもものが、その後予期しなかった保険金、損害賠償金等の支払いを受け、又は、盗難品の返還を受けた等のため、修正申告をし、又は、更正を受けるに至った場合。
- (3)その他、真にやむを得ない理由があると認められる場合。

従って

納税者の法の不知や法令解釈の誤解は正当な理由とは言えない

(判例 1：昭和 58 年 8 月 29 日神戸地判税務事例 16 卷 10 号 39 頁)

従業員がその雇用者(法人を含む)の金銭を横領し、その横領にあたって、それを収入金額から除外し、又は仮装の経費を帳簿に計上しても、その監督責任等か

らして、正当な理由に該当しないものと考えられるが、

権限のある税務官署の担当職員の指導により行った行為につき、それが誤指導であったような場合は、正当な理がある場合に該当することになるものとする。

なお、税務職員が納税者に対して、税務上の取扱いを説明しなかったことをもって、正当な理由があるとは言えないとされた裁判事例がある。

(昭和 56 年 4 月 20 日 国税不服裁判所裁判事例集 No 22-13 頁)

この正当な理由と、租税法律主義(憲法 84 条)ないし、罪刑法定主義(憲法 31 条)との関係が、問題とされることもあるが、「正当な理由」を要件とした規定は、立法技術上やむを得ず用いられるものであり、法規裁量事項と解され、行政庁の自由裁量を許したものでないから、租税法律主義、又は罪刑法定主義に違反しないとされている。

(判例 2 : 昭和 51 年 11 月 26 日横浜地判訟務月報 22 卷 12 号 2912 頁)

上記 3 つの判例及び裁判例がある。しかしながら、この通達が、

- ・「相当の理由がある解釈」と「誤解」との区分
- ・相当の理由がある場合の課税処分後の事後救済方法については、何ら明確にしていない。

### (三) 正当な理由がある場合の加算税の計算

#### 判例の整理

##### (1) 正当な理由があると認められなかった事例

申告が真実と認められる所得よりも少額である場合には、所得の帰属者がその所得を把握することを不可能にするか、あるいは著しく困難ならしめるような特段の事業の認めるべきものがない限り、やむを得ない事由がないものと推定される。

(昭和 31 年 6 月 23 日東地民 3 判・昭和 25 年(行)65 号、昭和 32 年 12 月 16 日東高民 3 判・昭和 31 年(ネ)1380 号)

過少申告について正当な事由があったとは認められないとされた事例  
(昭和 39 年 4 月 21 日京都地判・昭和 31 年(行)18 号)

青色申告法人であると誤信して確定申告をした場合であっても、過少申告加算税を賦課しない正当な理由があるとはいえないとされた事例。  
(昭和 47 年 4 月 27 日東高民 12 判・昭和 46 年(行)2 号、昭和 47 年 4 月 22 日東高民 12 判・昭和 46 年(行コ)3 号)

本条 2 項にいう「正当な理由がある場合」とは、当該申告が真にやむを得ない理由によるものであり、納税者に過少申告加算税を賦課するところが不当もしくは酷になる場合を指称するものであって、納税者の税法の不知もしくは誤解に基づく場合はこれに当たらない。  
(昭和 51 年 5 月 24 日東高民 9 判・昭和 49 年(行コ)58 号)

山林の交換による譲渡所得を確定申告の税額の計算の基礎としなかったことにつき、本条 2 項に定める正当な理由があるとはいえないとされた事例  
(昭和 51 年 6 月 7 日千葉地民判・昭和 45 年(行ウ)9 号)

納税者が収用裁決に不服があったため専ら自己の個人的な法的見解に従って本件補償金を所得として申告しなかったにすぎないというに帰するのであるから、「正当な理由」の存在を肯定することはできないとされた事例  
(昭和 56 年 6 月 29 日東京高判税務訴訟資料 117 号 778 頁、昭和 57 年 4 月 22 日最高一小判税務訴訟資料 123 号 154 頁)

## (2) 正当な理由があると認められた事例

いわゆる株主相互金融を営む株式会社の株主優待金を法人税法上損金とすべきか否かについて、当該確定申告の直前まで税務当局としても取扱が確定せず、一般的にもこれを損金と解する傾向にあった場合には、納税者が右優待金を損金に計上し、それに基づく法人税額を確定申告したことについて、正当な事由があると認められるから、右過少申告部分について過少申告加算税を賦課することは違法である  
(昭和 37 年 12 月 8 日名古屋地判・昭和 30 年(行)10 号)

本条 2 項は、過少申告加算税の課税要件そのものを規定したのではなく本条 1 項の例外規定であるから、納税義務者側に本条 2 項の規定に該当する事由の存在について主張・立証責任があると解するのが相当である。

(昭和 37 年 12 月 8 日名古屋地判・昭和 30 年(行ウ)9 号)

#### (四)「正当な理由」の主張・立証責任

学説、判例とも、納税者側に求めている。

#### 判例

昭和 51 年 11 月 26 日横浜地判税務訴訟資料 90 号 640 頁

昭和 55 年 5 月 27 日東京高判税務訴訟資料 113 号 459 頁

### 三、要件事実論は租税法に使えるか

(一)法の適用過程は、一般に具体的な経済取引に係る事実関係を確定する事実認定作業と、個々の事実関係に適用すべき法規範を選択し、その意味内容を解明する法の解釈作業という、二つの作業に分けられる。

伝統的に適用されるべき法規範を大前提、具体的事実を小前提とし、法規範に事実を当てはめるといった、法的三段論法の過程として理解できる。

(二)租税法の解釈・適用過程における、事実認定と法的価値判断の関係。

法的紛争の適正迅速な解決のためには、

事実の認定が誤りなくされた上で、

それに正しい法的判断が加えられなければならない

事 実 認 定 + 法 的 判 断

法的判断は、要件事実についての判断の組み合わせで行われる。

民事判決における法的判断の基本構造が、どのような事実であれば、どのような権利が発生するかというのは、そもそも何によって決まっているのかについて。

裁判規範としての民法(実体法)の要件によって定まっている。

(三)要件事実とは、法律効果を生るために、必要な実体法(裁判規範としての民法)の要件に該当する具体的事実である。

(四)要件事実論とは、要件事実というものが、法律的にどのような性質のものであるかを明確に理解して、これを意識した上で、その上に立って、民法の内容・構造や民事訴訟の審理・判断の構造を考える理論である。

民事訴訟において、主張、立証されるべき事実を、実体法上の法律効果の発生と関連づける考え方。

(五)租税法における要件事実

課税要件事実は、租税実体法の具体的な定めにより具体化する。

課税要件事実 = 担税力の指標である所得を測定のための主要事実。

(六)事実認定を誤りなくされた上で、正しい法的判断を加えるとは。

本件解決のアプローチ足りうるか。

#### 四、以上の検討を踏まえて本件をどう考えるべきか。

(一)本件遺族補償金は、傷害保険契約に基づき、保険契約者たる請求人が死亡保険金を受け取った場合に、従業員に受取保険金の50%以上の金額を支払う事実たる傷害保険契約締結があり、請求人は平成17年4月22日に契約書(契約申込書)

と併せて、死亡保険金額の50%以上を、被保険者の遺族に充てる同意書に署名・捺印している。

さらに、従業員の死亡後の平成17年9月5日に、請求書兼同意書に署名・捺印し、提出している。なお、この請求書兼同意書には、「被保険者または受給者」欄には、被保険者の

法定相続人の親権者であるVが署名・捺印している。

この二つの同意書から、本件遺族補償金は、債務が確定した費用と言わざるを得ない。したがって本件において、審判所の判断は妥当である。審判所は損金算入時期を巡り、

- 債務が成立しているか。
- 当該債務に基づいて、具体的な給付をすべき原因となる事実が発生しているか否か。
- 金額を合理的に算定することができるか。

の三要件説に立ち、本件遺族補償金は、平成 17 年 9 月 30 日決算期において、すべて具備すると判断しているが、妥当であると思う。

(二)次に、本件弁護士費用として、平成 17 年 9 月 16 日に支払われた、弁護士費用 50 万について。

本件調停及び本件訴訟は、未解決であり、訴訟が継続中であつたとしても、弁護士報酬は、着手時の着手金と、事件が解決した時の成功報酬とで支払われる場合が多いが、着手金は、弁護士に事件を依頼した段階で支払うものであり、一旦払うと、事件の結果に関わらず、返還されるものでない。審判所は、本件弁護士費用についても、三要件説に立ち、平成 17 年 9 月 30 日決算期において、

- 債務が成立していること
- 当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実(着手金の支払い)が発生し、
- 具体的な金額も確定している(50 万円)

と判断したのは妥当であると思う。

したがって本件弁護士費用も、平成 17 年 9 月 30 日において、損金に算入すべきである。

(三)最後に、受取保険金を益金の額に算入しなかったことにつき、国税通則法第 65 条第 4 項に規定する正当な理由について。

本件で問題となる通則法第 65 条第 4 項に規定する「正当な理由があると認められるものがある場合」とは、納税者の故意過失に基づかないで、当該申告が過少となった場合のように、当該過少にされた申告が真にやむを得ない理由によるものであり、納税者に過少申告加算税を課することが不当、もしくは酷になる場合を意味するものと解され、その過少申告が、納税者の税法の不知、又は誤解によるなどの納税者の単なる主観的な事情に基づくような場合までを含むものではないと解されている。

したがって本件保険金を、本件事業年度の益金の額に算入しなかったことにつき、納税者の責に帰すことのできない、やむを得ない事業があつたとは認められない。審判所の判断も妥当である。

「正当な理由」の解釈については、重要な先例を積み上げている。

(最高裁平成 18 年 10 月 24 日 第三小法定判決)

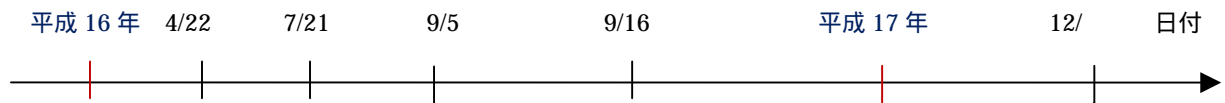
不確定概念の法理は、一つ一つの判例の研究によって、固まるものである。



## 参考文献

1. 松澤智：新版 租税実体法[補正版]中央経済社
2. 増田英敏：リーガルマインド租税法 成文堂
3. 租税訴訟：租税法における法の支配(租税訴訟学会)No 1
4. 事例で学ぶ 租税争訟手続、租税訴訟学会編 財経評報社
5. 第一法規出版 コンメンタール法人税法
6. 戦後重要租税判例の再検討 税務事例創刊 400号記念出版 財経評報社
7. 税務是認判断事例集(納税者の主張が認められた 114 の裁決・裁判例 監修/山本守之 編著/守之会) 新日本法規
8. 税務弘報 2009年1月号 中央経済社
9. 伊藤滋夫 編著 要件事実講義 商事法務
10. 松澤智「事実認定における法理」税法通信 2000年3月号

**参考図式**



10/1

傷害保険契約締結 (本件同意書提出)

従業員Mが交通事故死亡

保険金請求(請求書兼同意書提出)

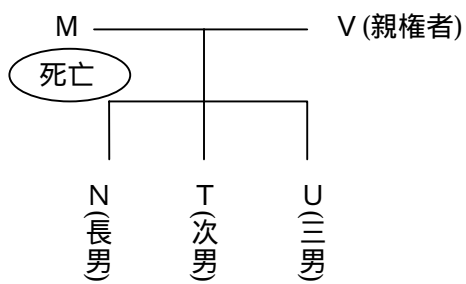
9/16

- ・保険金一〇〇〇万円が振込まれた 仮受金計上
- ・弁護士に弁護士費用五〇万円が支払われた 決算書になし

損金計上もなし  
仮払金計上

9/30  
決算期 (第19期)

N、T、U及び親権者Vは、本件交通事故による損害賠償請求に係る調停を簡易裁判所に申立てた。



19年7月6日 更正処分  
賦課決定処分  
19年7月25日 審査請求  
20年5月30日 裁決